

## RENTAL BOAT 使用承諾内容及び規則

- ①ライフジャケット（国交省認定品）は常に着用する事。
- ②帰着 30 分前までに連絡をしていただき、  
帰着（マリーナ桟橋）は 16:00 時までにする事。
- ③船体及びエンジン・エレキ・魚探・装備品の確認をし、  
故障・破損がない事を確認の上に借用する事。
- ④船舶免許所有者以外の操船（エレキを含む）は法律上できません。
- ⑤マリーナ以外の場所で勝手に上陸はできません。  
（緊急時には、必ずご連絡下さい）
- ⑥河川付近・河川・港・岸から 200m 前後などはデッドスローです。  
（デッドスローとはギヤを入れて最小限度の速度です）
- ⑦保険は弊社にて入っている保険の適用範囲内。  
（契約内容に準ずる）  
（船舶・装備品の破損、その他、漁業の妨害、漁業道具の破損などは  
保険適用外となり、修理、交換代金を請求させていただきます）
- ⑧船長は船舶免許所有者として航行と船舶の安全、  
船長として責任ある行動、操船を行うものとする。
- ⑨センターシートの上を靴で歩かない。
- ⑩衝突、破損などがあった場合、自ら報告願います。
- ⑪駐車場に駐車中の事故・盗難については一切の責任をもちません。  
（貴重品などは持参下さい）
- ⑫以上、全ての事を承諾の上、承諾書にサインをいたします。